

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齡者住み替え家賃等助成事業	部課名	福祉部高齡者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	荻原	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-17-01	高齡者住み替え家賃等助成事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠法令等	荒川区高齡者家賃等助成事業補助金交付要綱		
終期設定	有 無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齡者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齡者の在宅生活の支援				
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齡者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齡者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齡者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齡者の福祉の増進に資するものとする。						
対象者等	区内に2年以上居住している70歳以上の一人暮らし世帯又は70歳以上の世帯主とその配偶者又は兄弟姉妹で構成されている世帯で、民間賃貸住宅に居住し、良質で防災上にも優れた民間住宅に転居する世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている世帯（所得制限等有り）						
内容	家賃助成（転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。） 転居一時金（・礼金、権利金：家賃助成額の2月分 ・仲介手数料：家賃助成額の1月分） 転居費用（4万円を限度） 契約更新料（更新時、家賃助成額の1月分）						
経過	【旧制度】 平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齡者に対する援助策として実施。 平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正 平成17年3月 新規受付終了 平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了 【新制度】 平成21年4月 事業開始 住み替え家賃等助成事業として開始 平成22年9月 対象者を75歳以上の世帯から70歳以上の世帯主とその配偶者若しくは兄弟姉妹とした。						
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齡者がより安全な住宅へ居住するためには、必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		1,609	5,305	6,734	5,454	4,110	4,881	
決算額（26年度は見込み）		3	520	1,787	3,342	3,891	4,881	
人件費等		814	872	847	826	832		
減価償却費			291	311	328	338		
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10		
合計（+ +）	0	817	1,683	2,945	4,496	5,061	4,881	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	817	1,683	2,945	4,496	5,061	4,881	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	家賃補助者数		0	2	5	8	10	
	転居費用等補助者数			1	3	5	5	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	家賃補助	2,770	負担金補助等	家賃補助	3,616	負担金補助等	家賃補助	4,361
	転居一時金	399		転居一時金	120		転居一時金	240
	転居費用	141		転居費用	40		転居費用	80
	契約更新費用	32		契約更新費用	115		契約更新費用	200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	助成相談者数	12	21	8	38	38	
	家賃補助者	5	8	10	12	13	
	転居費用等補助者	3	5	5	5	7	

問題点・課題 (指標分析)	区報等による周知方法の検討が必要である。
	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 千代田区、新宿区、文京区、目黒区、大田区、渋谷区、豊島区、江戸川区、品川区、中央区、北区
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
引き続き周知を行っていく。	事業内容について不動産業者及び区民に理解できるように区報等の周知方法を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者の住環境の向上を図るため、事業の周知を行う。

議会（要旨）	2.1-1 一定 防災まちづくりの推進への効果
--------	-------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者民間住宅入居支援事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	荻原	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-13	高齢者民間賃貸住宅入居支援事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度		根拠	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱			
終期設定	有 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に自ら連帯保証人を立てられずに、転居することが困難になっている場合がある。このため、区と民間の保証会社が協定を結び、高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。						
対象者等	区内に1年以上居住している一人暮らしの65歳以上の高齢者、又は65歳以上の高齢者と60歳以上の同居者のみの世帯で、区内の民間賃貸住宅に転居し、かつ、連帯保証人が立てられない方。（その他、所得制限等あり）						
内容	債務保証料助成 ・補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料（2年目以降の保証料及び更新保証料も対象とする。） 初回保証料は月額家賃等の30%、更新時は初回保証料と同額 保証会社：日本セーフティ株 ・補助率：10/10 ・補助限度額：50,000円						
経過	平成19年10月1日 事業開始						
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	160	550	500	250	150	168	100	
決算額（26年度は見込み）	0	20	0	68	0	68	100	
人件費等	593	407	872	847	826	832		
減価償却費			291	311	328	338		
【事務分担当】（%）	7	5	10	10	10	10		
合計（+ +）	593	427	1,163	1,226	1,154	1,238	100	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	593	427	1,163	1,226	1,154	1,238	100	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
新規助成件数	0	0	0	2	0	0		
更新時助成件数	-	1	0	1	0	3		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	債務保証料（初回分）	0	負担金補助等	債務保証料（初回分）	0	負担金補助等	債務保証料（初回分）	100
	債務保証料（更新分）	0		債務保証料（更新分）	68		債務保証料（更新分）	0

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	助成者数	3	0	3	5	3	

問題点・課題 （指標分析）	区報等による周知方法の検討が必要である。
	（実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 千代田区 文京区 台東区 中野区 中央区
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き検討する。	不動産業者及び区民に事業内容を周知していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者が住みなれた地域で住み続けられるよう、必要な方に事業の周知を図る。

議 会 要 旨 問 状	平成22年度 二定 制度の利用拡大について
----------------------------	-----------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	社会福祉協議会補助(長寿慶祝の会)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	荻原
				内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(26年度)							
事務事業の種類	新規事業	(26年度 25年度)	建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	35年度	根拠法令等	長寿慶祝の会実施計画書		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。						
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者						
内容	<p>「敬老の日」に高齢者をサンパール荒川大ホールに招待し、式典（一部）と演芸（二部）による「長寿慶祝の会」を開催するとともに、来場者に対し、記念品を贈呈する。</p> <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成24年9月17日(月) 9時00分から4回実施 合計 4,370人(対象者数 22,202人) ・第1回 9時00分～10時10分 日暮里地域 760人(対象者数 4,794人) ・第2回 11時20分～12時30分 南千住地域 911人(対象者数 4,270人) ・第3回 13時40分～14時50分 荒川・町屋地域 1,579人(対象者数 6,979人) ・第4回 16時10分～17時20分 尾久地域 1,120人(対象者数 6,159人) <p>参加者総数 計4,370人(対象者数計22,202人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記念品は4,400個用意した。 *区は事業を補助し、共催実施している。 						
経過	<p>昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。</p> <p>平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成14年度 地域別にて2回開催を3回開催に変更した。</p> <p>平成21年度 地域別にて3回開催を4回開催に変更した。</p> <p>平成25年度 台風により中止。</p>						
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	2,449	3,061	3,061	4,021	4,509	4,608	4,688	
決算額(26年度は見込み)	2,690	2,917	3,061	4,021	4,410	4,150	4,688	
人件費等	2,033	1,629	2,180	2,117	2,065	4,159		
減価償却費			726	778	819	1,690		
【事務分担当】(%)	24	20	25	25	25	50		
合計(+ +)	4,723	4,546	5,967	6,916	7,294	9,999	4,688	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	4,723	4,546	5,967	6,916	7,294	9,999	4,688	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象者数	19406	19822	20676	21642	22202	22706	23405	
来場者数	3701	3715	3778	3751	4370	-		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	4,410	負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	4,150	負担金補助等	長寿慶祝の会事業費	4,688

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	来場者数	3751	4370	-	4447	4793	来場者数実績
	参加率	0.173	0.197	-	0.19	0.198	来場者数 ÷ 対象者数 × 100
	対象者数	21642	22202	22706	23405	24254	

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> 来場者数の増加により、開催会場への入場及び退場等に時間を要することが予測され、地区の見直し及び開催回数について検討が必要である。 節電を進めていくにあたり、円滑な時間配分を行う必要がある。
	他区の実況 （実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、杉並区、豊島区、江戸川区

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
引き続き行くとともに、4回開催の地区別をもう一度見直す必要がある。	高齢者の人口増に合わせ、開催場所の設定が困難なため、事業内容等を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	改善・見直し	地域割りの変更を行い、安全な会の運営を図る。

議（要旨）	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
-------	------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	荻原	内線	2678		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-02	理美容サービス事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等	（平成20年4月1日改正）			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	在宅の寝たきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。						
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。						
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービス（理容サービス：調髪及び顔そり、美容サービス：カット及びブロー）を提供する。 年間支給枚数 (1)当該年度の4月、5月の認定者 6枚 (2)当該年度の6月、7月の認定者 5枚 (3)当該年度の8月、9月の認定者 4枚 (4)当該年度の10月、11月の認定者 3枚 (5)当該年度の12月、1月の認定者 2枚 (6)当該年度の2月、3月の認定者 1枚 支給方法：登録者は、毎年4月上旬に社会福祉協議会より郵送する。年度途中の新規登録者は、高齢者福祉課から随時、郵送する。 経費内訳：一枚の委託料 3,050円 （出張料：1,030円、理美容代：1,950円、事務手数料：70円） 利用者負担金 1,950円						
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。 平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の導入に伴い、巡回入浴時の同時理髪を廃止し、1回当たり1,900円（非課税者半額）を利用者負担とする。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、利用者負担金を一律1,900円とする。 平成26年度 消費税8%の導入により、利用者負担金を1,950円とする。						
必要性	在宅の寝たきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		2,354	2,157	2,136	2,116	2,111	2,637
決算額（26年度は見込み）		1,816	1,909	1,912	1,909	2,035	1,949	2,297
人件費等		762	570	610	593	271	832	
減価償却費				203	218	328	338	
【事務分担当】（%）		9	7	7	7	10	10	
合計（+ +）		2,578	2,479	2,725	2,720	2,634	3,119	2,297
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		2,578	2,479	2,725	2,720	2,634	3,119	2,297
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	対象者	1915	2011	2035	1995	1980	1938	2107
	希望者	278	220	223	243	244	235	
	支給枚数	1518	1320	1338	1671	1932	1651	
	利用枚数	491	319	533	519	578	523	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費	1,705	委託料	事業費	1,543	委託料	事業費	1,940
	事務費	54		事務費	56		事務費	58
	管理費	276		管理費	350		管理費	299

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	サービス券支給枚数	1671	1932	1651	2061	2323	
	サービス券利用枚数	519	578	523	721	603	
	対象者数	1995	1980	1938	2107	1953	要介護4・5

問題点・課題 （指標分析）	対象者数については年々増加はしているが、希望者数は横ばいである。対象者に周知をするため、発送時期にあわせて区報に掲載するなど、希望者の増加を図る。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、加入店が増やせるよう、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に依頼していく。	組合登録業者が減少する中で、少しでも多くの加入店で事業を進められるよう、荒川支部を通じ、協力を依頼し、利用者の利便を図る。
	引き続き、対象者に周知していく。	定期的に区報掲載等により、周知し、利用者増を目指す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	利用者の利便性を高め、必要とする高齢者が事業を活用できるように推進する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	武岡	内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-03	高齢者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	52年度	根拠法令等	紙おむつ購入費助成事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。						
対象者等	住民票に記載のある介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）又は65歳以上で 要介護4及び5の方、 要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、入院中で に準じる方						
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。 ・区と契約している薬業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。 <p>【紙おむつ代助成】入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。 ・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。 <p>平成26年10月から住民税課税者については、紙おむつ購入券・紙おむつ代助成共に限度額を3,000円とする予定。</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度から所得制限を撤廃。現物支給できない対象者に費用助成開始 ・平成12年度から、購入券方式を採用し自己負担金を導入、近隣商店での自由購入を可能とした。 ・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなくても、該当の判定をすることとした。 ・平成15年7月から継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。 ・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。 ・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については、介護保険会計より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。 ・平成20年度より、要綱の第2条（対象者）を一部改正した。 ・平成24年度より、非課税世帯の方についても一般会計から支払う。 ・平成26年度より、介護保険の第2号被保険者も対象として加わる。10月からは住民税課税者については、限度額を3,000円とする 						
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>購入券 3ヶ月ごとに郵送（前払い）組合に加盟している指定店で購入券を紙おむつと引き換える。</p> <p>現金支給 4ヶ月ごとに振込み（後払い）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		81,403	90,218	98,233	102,769	111,402	112,633	101,134
決算額（26年度は見込み）		81,344	88,284	94,524	101,598	102,055	103,119	101,134	
人件費等		2,965	1,712	1,954	2,453	5,783	2,604		
減価償却費				2,034	2,799	2,294	3,042		
【事務分担量】（%）		35	70	70	90	70	90		
合計（+ +）		84,309	89,996	98,512	106,850	110,132	108,765	101,134	
特定財源	国	地域支援事業交付金	4,858	4,809	6,503	8,009	0	0	0
	都	地域支援事業交付金	2,429	2,375	3,251	4,004	0	0	0
	その他	地域支援事業繰入金等	4,708	2,375	3,251	4,004	0	0	0
	一般財源		72,314	80,437	85,507	90,833	110,132	108,765	101,134
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	購入券延べ利用者数		12420	13596	14599	15668	15460	15586	15924
	おむつ代助成延べ件数		2622	2736	2888	3150	3424	3228	3389
	計		15042	16332	17487	18818	18884	18814	19313
	利用者数		1971	2162	2287	2360	2286	2308	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	紙おむつ購入助成費	101,974	扶助費	紙おむつ購入助成費	103,000	扶助費	紙おむつ購入助成費	101,024
需用費	紙おむつ購入券（印刷）	81	需用費	紙おむつ購入券（印刷）	119	需用費	紙おむつ購入券（印刷）	110

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	購入券延べ利用者数	15668	15460	15586	15924		
	おむつ代助成延べ件数	3150	3424	3228	3389		
	利用者数	2360	2286	2308			

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ポイント制度をほとんどの区が採用している。利用者がフリーダイヤルで連絡し、現物が自宅へ届く。選べるおむつの種類は少ない。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	紙おむつ指定の病院の全体把握をする。	引き続き取り組んでいく。
	指定証明の省略ができるか否かの検討をする。	引き続き取り組んでいく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者が利用しやすい事業の仕組みを検討し、在宅生活の支援を図る。

議（要旨）	平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価
-------	--------------------------------

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	福祉給付金	1,890	扶助費	福祉給付金	1,920	扶助費	福祉給付金	2,160

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	対象者数(人)	12	11	10	12	12	
	給付額（金額 千円）	1980	1890	1920	2160	2160	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区、北区（19年度）、文京区、板橋区、世田谷区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区、目黒区（22年度）台東区（23年度）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き周知	引き続き行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	事業の周知を図るとともに、対象者の把握に努める。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	保坂
				内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-05	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	47年度	根拠法令等	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。						
対象者等	65歳以上の在宅者で、介護保険の要介護度が4及び5の寝たきり高齢者で寝具乾燥消毒が必要な方。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥消毒 11回/年 ・水洗い 1回/年 【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個 <自己負担金> 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で473円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で137円（税込）となる。 ・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。 						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更 ・平成11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更 ・平成12年度 自己負担金導入 ・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更 ・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止 						
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 アースサポート株式会社						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		252	312	321	321	254	193
決算額（26年度は見込み）		234	251	147	155	251	88	236
人件費等		1,016	734	872	409	406	434	
減価償却費				291	467	492	507	
【事務分担当】（%）		12	30	10	15	15	15	
合計（+ +）		1,250	985	1,310	1,031	1,149	1,029	236
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		1,250	985	1,310	1,031	1,149	1,029	236
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	対象者数		9	5	9	9	6	12
	乾燥消毒延べ人数		61	34	41	61	49	65
	水洗い延べ人数		7	5	4	7	6	12

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	251	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	88	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	236

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	対象者数(年度末現員)	9	9	6	12	12	

問題点・課題 (指標分析)	・利用者が減少している。
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 対象要件が同じ区の登録人数。新宿区466人、墨田区108人、目黒区30人、杉並区514人、葛飾区399人。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	PRに努める	引き続きPRに努める

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	在宅生活の支援を図るため、事業の充実を図る。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ふれあい入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	保坂	内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-06	ふれあい入浴事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱		
終期設定	有	無	28年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。						
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業に登録した70歳以上のひとり暮らしの方で、前年度住民税非課税で入浴券を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託） ・入浴券は、4月1日時点の対象者に20枚、10月1日時点では10枚を支給する。 ・4月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@465円）を発行し、郵送（簡易書留）封入をする。 なお、区境地区（南千住2・3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。 ・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更。4月から配布可能となった。 ・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。 ・平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円 430円） ・平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円 450円） ・平成26年度 消費税増税等による料金改定（450円 460円）配布枚数20枚に変更。 ・平成27年度 配布枚数10枚に変更。 ・平成28年度 事業廃止。 						
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割も果たしている。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		16,175	16,799	16,200	16,200	15,730	14,122	8,309
決算額（26年度は見込み）		15,677	14,590	13,609	12,946	11,504	10,711	8,309
人件費等		762	570	610	409	542	723	
減価償却費				203	467	655	845	
【事務分担当】（%）		9	7	7	15	20	25	
合計（+ +）		16,439	15,160	14,422	13,822	12,701	12,279	8,309
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		16,439	15,160	14,422	13,822	12,701	12,279	8,309
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	配付枚数	41895	37470	32610	31140	28666	27180	14480
	利用枚数	36240	31850	25009	23578	20028	18667	14480
	支給者数	1226	1275	1105	1094	1047	927	900
	対象者数	1425	1432	1403	1301	1479	1206	1121

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費	9,040	委託料	事業費	8,419	委託料	事業費	6,744
	事務費	209		事務費	185		事務費	179
	管理費	1,981		管理費	1,823		管理費	1,038
役務費	郵送料	274	役務費	郵送料	284	役務費	郵送料	348

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	入浴券利用枚数	23578	20028	18667	14480	-	
	支給者数	1094	1047	927	900	-	
	利用率（利用枚数÷配布枚数）	76	72	68	-	-	

（問題点・課題） （指標分析）	・「ふるわり200」事業が6年目に入り順調に利用者を伸ばしている。趣旨が近似している当該制度は平成28年度で事業廃止する。その経過措置として配布枚数を26年度20枚、27年度10枚で終了する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
配布枚数を20枚にする。	配布枚数を10枚とし28年度事業終了する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
改善・見直し	改善・見直し	高齢者入浴事業との統合を検討する。

議（要旨） 会（質問状）	<ul style="list-style-type: none"> ・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について ・15年一定 半額入浴カードの発行について ・16年一定 半額入浴カードの発行について
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-14	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者入浴事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	
			担当者名	保坂	内線	2675	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-14	高齢者入浴事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区高齢者入浴事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。						
対象者等	区内在住・在宅で満70歳以上の者						
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内30公衆浴場（平成26年4月現在） 3 本人負担：200円（区負担260円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。						
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回） 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。 26年度 26.7月から入浴料450円 460円						
必要性	対象者の範囲をひとり暮らし高齢者以外にも拡大することにより、より一層、高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用促進を図ることができる。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 浴場を利用する際は入浴カードに貼付されたシール1枚をはがし、負担金200円を支払う。 2 事業者は年3回（8・12・4月）浴場組合に実績報告し請求する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		21,708	41,498	49,396	49,339	53,453	53,898
決算額（26年度は見込み）		15,825	39,434	43,003	44,534	45,697	48,570	53,899
人件費等		1,525	1,629	558	2,371	948	1,157	
減価償却費				581	871	1,147	1,352	
【事務分担量】（%）		18	20	20	28	35	40	
合計（+ +）		17,350	41,063	44,142	47,776	47,792	51,079	53,899
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		17,350	41,063	44,142	47,776	47,792	51,079	53,899
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	対象者数(各年1月1日現在)	19700	29999	30444	31094	31993	33457	34294
	申請者数	3064	5410	5673	6231	6601	7078	7500
	利用者延べ回数	62219	154312	169222	175219	179951	191274	206080

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	委託料	45,054	委託料	委託料	47,893	委託料	委託料	53,079
役務費	郵送代	332	役務費	郵送代	356	役務費	郵送代	412
需用費	入浴カード、封筒等	311	需用費	入浴カード、封筒等	321	需用費	入浴カード、封筒等	408

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	申請者数	6231	6601	7078	7500	8000	各年4月1日現在
	利用回数(延べ回数)	175219	179951	191274	206080	212356	25・26年度は見込

問題点・課題 (指標分析)	・申請者は順調に推移している。利用率が平均化しているので利用率のアップを図る。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 文京区「シニア入浴デー」（60歳以上、毎週火曜日、自己負担100円）、台東区「高齢者入浴券」（65歳以上年間20枚、自己負担50円）、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」（70歳以上、年間24枚、自己負担100円）など。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	近隣区への入浴利用ができるよう引き続き検討する。	引き続き取り組む。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	高齢者の閉じこもり防止のために利用率の向上を図る。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-15	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	井上	内線	2661		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-07	緊急通報システム事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	日常生活を営む上で、急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えている、ひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。						
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている者。（日中独居含む）						
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、使用している機種に応じ、機器の押しボタン又はペンダントを押す。従来型は、東京消防庁へ通報され、消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、利用者が電話に出られないなどの緊急事態が予想される場合には救急車が出動し、消防庁から連絡を受けた緊急通報協力員が訪問して安否確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。（従来型の新規設置は実施していない。 民間方式は、ボタンを押すと委託会社に通報され、利用者から救急車両の要請があった場合には、それに伴い消防庁等に連絡する。同時に委託会社の警備員が駆けつける。住民税課税状況、身体状況により自己負担有。						
経過	○平成6年度 自己負担撤廃（無線ペンダントの費用を階層別に負担） ○平成10年 11月の機器更新時から生活防水にする。 ○平成11年 7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置することとした。 ○平成12年度 自己負担（住民税課税者は設置費用の1割）を導入 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を区内共通お買い物券に変更（活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円。12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度以降毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。 平成22年度新規・更新分より民間事業社方式の緊急通報システムを導入 平成23年度10月より、対象要件を拡大し、疾病のない方も利用可能となった。						
必要性	高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 申請を受け、実態調査を行った上で設置が決定される。消防庁に（決定）通知するとともに業者に設置を委託する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	19,385	18,846	20,727	24,062	25,581	31,672	33,387	
決算額（26年度は見込み）	19,190	18,127	17,839	19,886	21,814	22,605	33,387	
人件費等	1,525	3,665	3,924	4,658	4,544	3,327		
減価償却費			1,307	1,711	1,802	1,352		
【事務分担量】（%）	150	140	45	55	55	40		
合計（+ +）	20,715	21,792	23,070	26,255	28,160	27,284	33,387	
特定財源								
国								
都	3,673	5,114	5,159	10,435	14,795	21,490	19,340	
その他	62							
一般財源	16,980	16,678	17,911	15,820	13,365	5,794	14,047	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
直通設置台数（新規・更新）	171	83	0	0	0	0	0	
民間緊通（新規）			162	147	389	231		
設置台数 民間・直通計	676	670	727	785	838	920	1081	
緊急通報協力員数	919	897	745	583	351	134		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム稼働料等	20,693	委託料	システム稼働料等	21,926	委託料	システム稼働料等	32,835
需用費	協力員謝礼等	1,068	需用費	協力員謝礼等	637	需用費	協力員謝礼等	508
役務費	協力員連絡会等通知用郵送料	37	役務費	協力員連絡会等通知用郵送料	36	役務費	協力員連絡会等通知用郵送料	25
使用料等	協力員連絡会会場使用料	16	使用料等	協力員連絡会会場使用料	6	使用料等	協力員連絡会会場使用料	19

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	設置台数 民間・直通 合計	785	838	920	1081	1250	
	直通型発報件数（協力員出動件数）	70(36)	43(30)	19(11)			
	民間方式機動員出動件数	59	124	141(105)			

（問題点・課題分析）	利用者を増やすべく周知を徹底する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
地域の関係機関との連携をはかり、対象者の把握に努める。	引き続き実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-16	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	長谷川	内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-17	高齢者配食見守りサービス事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠	高齢者配食見守りサービス事業実施要領			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者等への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行い、孤独感の解消を図る。						
対象者等	申請をした者のうち、以下の基準にすべて該当する者 65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に属する者 自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者 身体的状況等により、食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分できない者						
内容	<p>本業務は、適当と認める民間事業者（以下「業者」という。）に委託し、実施する。 月～日曜日（週7日）の昼食を配食する。（24年度までは、配食日数を事前に調査をして決めていたが、25年度からは配食日数の制限を無くす。ただし、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。各業者によって配食可能な曜日と地域は異なる。） 業者が利用者宅まで昼食用の弁当を届け、日中の時間帯における利用者の安否を確認する。 安否確認時に異常があれば、業者を通じて連絡を受けた区が、緊急連絡先等への電話連絡の対応をする。</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度 ・平成13年度 ・平成18年度 ・平成25年度 ・平成26年度 	<p>新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置（住民税非課税者は半額）を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。</p> <p>配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。1食当たりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者を支払う仕組みに変更した。</p> <p>配食日数上限の緩和をするとともに一件当たりの委託料を250円に変更した。</p> <p>消費税の増税に伴い、一件当たりの委託料を257円に変更した。</p>					
必要性	配食見守りサービスは、自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守り等だけではなく、低栄養の状態を防止して、食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。						
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>サービス利用に当たっての申請の受理や利用評価等の利用承認の決定をするほか、利用者の経過観察や緊急時の対応等を、地域包括支援センターと民間事業者とで連携して行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	8,833	8,833	6,632	8,090	9,990	11,650	10,381	
決算額（26年度は見込み）	7,572	7,319	6,598	7,894	9,648	9,729	10,381	
人件費等	1,694	4,072	4,360	4,235	4,131	4,159		
減価償却費			1,453	1,555	1,639	1,690		
【事務分担当】（%）	20	50	50	50	50	50		
合計（+ +）	9,266	11,391	12,411	13,684	15,418	15,578	10,381	
特定財源								
国	3,067	2,927	2,639	2,708	0	0	0	
都	1,533	1,463	1,319	1,354	4,820	5,825	5,190	
その他	2,972	2,929	1,319	2,709	0	0	0	
一般財源	1,694	4,072	7,134	6,913	10,598	9,753	5,191	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
延べ配食数	21413	20691	18623	22271	27286	38560	39989	
登録者人数	495	485	488	445	528	619	-	
実利用者数	233	223	201	240	272	281	-	
配食事業者数	6	6	8	10	9	8	7	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	配食見守り委託料	9,550	委託料	配食見守り委託料	9,640	委託料	配食見守り委託料	10,283
需用費	印刷製本費（チラシ）	98	需用費	印刷製本費（チラシ）	89	需用費	印刷製本費（チラシ）	98

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	利用状況（延べ配食数）	22271	27286	38560	39989	40000	26年度は見込み

（問題点・課題分析）	・高齢者の健康を構築するために、配食業者が提供している食事の質及び量等を向上させる必要がある。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施している区のうち、足立区は当区のように業務委託の形態をとっておらず、「あだち配食サービス協力店」（18店舗H25.6.1現在）に直接配食を申し込むこととなっている。昼食・夕食を実施している区は千代田区・中央区・台東区・江東区・品川区・目黒区・板橋区・葛飾区 8区である。

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
迅速な対応がとれるように業者と地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーションとの連携をさらに強化する。	引き続き実施する。
栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法に反映させる。	引き続き実施する。
荒川区社会福祉協議会では、「宅配夕食サービス」を実施しているため、連携について検討する。	引き続き実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	継続	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	交通安全杖支給事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	村山	内線	2667		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-08	交通安全杖支給事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給し、日常生活の便に供する。						
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。						
内容	<p>[手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請（本人・家族・ケアマネ・民生委員）を窓口で受付、必要性と支給要件を確認、支給決定（決定通知と杖を支給）する。 本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。（切断） *24年度より窓口で本人が直接手続き。受領ができるようになった。 <p>[杖の種類及び価格]</p> <ul style="list-style-type: none"> T字杖（重量280g～300gの範囲、ウレタン樹脂製の握り） Sサイズ（790^{mm}×19^{mm}） Lサイズ（850^{mm}×19^{mm}） Tサイズ（900^{mm}×19^{mm}） 						
経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。 平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。 平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。 平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。 平成16年度より区の直営となる。（平成元年4月から平成15年度までは、社会福祉協議会に委託） 						
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	158	158	210	394	315	281	297	
決算額（26年度は見込み）	0	158	210	394	315	281	297	
人件費等	414	489	558	545	1,097	579		
減価償却費			581	622	655	676		
【事務分担当】（%）	12	20	20	20	20	20		
合計（+ +）	414	647	1,349	1,561	2,067	1,536	297	
特定財源の推移	国							
	都	0	79	105	196	157	148	
	その他							
一般財源	414	568	1,244	1,365	1,910	1,396	149	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	支給者数	126	154	131	119	106	94	110

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	交通安全杖	315	需用費	交通安全杖	281	需用費	交通安全杖	297

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	交通安全杖支給数	119	106	94	110	110	

（問題点・課題分析）	杖の種類は、S（79センチ）、L（85センチ）、T（90センチ）の3種類を用意しており、在庫数確認を随時行い、適正なサイズが支給ができるよう管理する。
	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 中央、新宿、文京、台東、墨田、板橋、練馬、足立 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与等を実施している区19区
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
利用者に適した使いやすいサイズを支給できるよう、細かな対応をしていく。	引き続き実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者が安全に外出できるよう支援する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-18	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	軽度要介護者等寝台賃借料補助事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	保坂	内線	2675		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-93	特殊寝台貸与自己負担軽減費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	18年度	根拠法令等	荒川区軽度要介護者等寝台賃借料補助金交付要綱			
終期設定	有 無	25年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	介護保険法の改正により、軽度の要介護者等に対する寝台の貸与が保険給付等の対象でなくなったことに伴い、保険給付等として寝台の貸与を受けていた者に対して、自己の負担により寝台の賃借を行う場合の費用の一部を補助することにより、負担の軽減を図るものとする。						
対象者等	要支援1・2又は要介護1の認定を受けた者で、次の要件の全てを満たす者 1 8年3月31日現在、介護保険給付等により特殊寝台の貸与を受けていた者 寝台の貸与が必要と区長が認めた者						
内容	[賃借助成] 補助限度額 月額1,500円を上限とする。						
経過	本事業は、18年10月から20年3月までと、時限を定めて導入。なお、購入助成については、18年度の実施。 [購入助成]（18年度のみ） （1）補助対象経費 18年4月1日から19年3月31日までの期間に支払った寝台購入費の1/2。ただし、生活保護受給者は10/10。 （2）補助限度額 27,000円。ただし、生活保護受給者は54,000円。 助成対象者の現状を踏まえ、賃借料補助については26年3月まで延長。 平成25年度をもって事業終了。						
必要性	法改正に伴う経過措置であり、一定の必要性はある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 補助金の請求は、支出した寝台賃借料3月分の領収書を添えて請求する。 2 補助金の交付は、請求内容を審査のうえ速やかに補助金を交付する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	738	540	342	198	126	54	0	
決算額（26年度は見込み）	311	200	152	107	54	36	0	
人件費等	414	245	279	273	271	289		
減価償却費			291	311	328	338		
【事務分担量】（%）	12	10	10	10	10	10		
合計（+ +）	725	445	722	691	653	663	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	725	445	722	691	653	663	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象者数	41	19	11	10	5	2	-	
利用者数	23	16	11	7	3	2	-	
賃借助成件数(延べ)	208	135	103	65	30	24	-	
購入助成件数(延べ)	-	-	-	-	-	-	-	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	寝台賃借料補助	54	負担金補助等	寝台賃借料補助	36	負担金補助等	-	0

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	補助件数（延べ）	65	30	24	-	-	

（問題点・課題 指標分析）	介護保険法の改正に伴う経過措置であり、平成25年度をもって事業終了。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 他区の実況なし

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
休止・完了	休止・完了	平成25年度をもって事業終了

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-19	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者マッサージ事業（在宅介護者マッサージ事業）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	武岡	内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-16	高齢者マッサージ事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。						
対象者等	65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所・長期入院している場合は除く。						
内容	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対して、無料マッサージ券（1人年2回）を支給する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の高齢者のリハビリを補完するものとして在宅高齢者通所サービスセンターで通所者を対象にマッサージを実施していたが、介護報酬による運営に移行したことにより在宅高齢者通所サービスセンターとしてのマッサージ事業が廃止されたため、15年度から区が引き継いで実施した。 ・ 16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入。 ・ 17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施していたマッサージ事業と区で引き継いだ通所サービスセンターで実施しているマッサージ事業を廃止する。 ・ 18年度から要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。 						
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身リフレッシュを図る。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区と契約した施術所（施術者）がサービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券と引き換えにマッサージを行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		1,548	4,112	4,112	1,828	1,982	1,797	1,506	
決算額（26年度は見込み）		1,548	1,581	1,770	1,397	1,278	1,009	1,506	
人件費等		678	1,629	279	273	271	289		
減価償却費				291	311	328	338		
【事務分担量】（%）		8	20	10	10	10	10		
合計（+ +）		2,226	3,210	2,340	1,981	1,877	1,636	1,506	
特定財源	国	地域支援事業交付金	606	632	707	558	0	0	0
	都	地域支援事業交付金	303	316	353	280	0	0	0
	その他	地域支援事業繰入金等	639	633	636	559	0	0	0
	一般財源		678	1,629	644	584	1,877	1,636	1,506
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	延べ利用者数	297	298	320	265	243	189	265	
	対象者数	1040	1526	1430	1081	812	765		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	マッサージ委託	1,215	委託料	マッサージ委託	945	委託料	マッサージ委託	1,363
役務費	郵便料	51	役務費	郵便料	48	役務費	郵便料	125
需用費	マッサージ券用紙	12	需用費	マッサージ券用紙	16	需用費	マッサージ券用紙	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	延べ利用者	265	243	189	265	-	

問題点・課題 （指標分析）	事業委託している「荒川区マッサージ師会」の登録事業者数が9店舗であり、地域も偏っている。利用率が低いことから、マッサージ以外の方法の検討が必要である。
	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 台東区：申請制で3,000円相当のマッサージ券が鮎券が選択できる。
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	利用者が選べる店舗が増え、より近隣の店舗を選択できるよう、引き続き要望していく。	「荒川区マッサージ師会」に店舗を増やすように依頼し、選択できるように引き続き要望していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	利用店舗拡充を図るため、事業者と調整を図る。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-20	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	渡部
				内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-22-01	高齢者みまもりステーション運営事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠	シルバー交番設置事業実施要綱（都）、荒川区高齢者みまもりステーション事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムを活用した緊急時の対応等の必要な支援を行うことにより、在宅高齢者の安全、安心を確保することを目的とする。						
対象者等	原則として65歳以上の者並びにその家族及び親族						
内容	1 総合相談、実態把握及び安否確認 （1）在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成） （2）戸別訪問や電話連絡による安否確認 （3）介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介 2 みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援 （1）ネットワークの構築及び強化 （2）戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言 （3）見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨 3 民間緊急通報システム（以下「システム」という。）事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握見守りや支援が必要な高齢者に対するシステムの利用勧奨、システムの発報時における安否確認 4 その他必要と認められる業務						
経過	平成23年7月 南千住・荒川・町屋・尾久（西尾久）・日暮里（西日暮里）の5地区に開設した。 平成25年10月 新たに尾久（東尾久）・日暮里（東日暮里）の2地区に増設し、現在7地区となる。						
必要性	高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、在宅高齢者の安全・安心を確保する地域包括支援センターの相談支援業務を支援・補完するとともに、地域高齢者のネットワーク構築、生活実態把握及び安否確認等の業務を専門的に行うことから、その必要性は高いといえる。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 原則相談員1名（原則として、社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）及び事務職員1名（相談員の業務を補佐する者）の計2名により運営し、各地域包括支援センターに併設する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額					52,460	46,699	53,419	62,305
決算額（26年度は見込み）					41,971	39,046	46,298	62,305
人件費等					2,541	1,652	2,079	
減価償却費					933	655	845	
【事務分担量】（%）					30	20	25	
合計（+ +）		0	0	0	45,445	41,353	49,222	62,305
特定財源	国				15,651	0	0	0
	都				10,738	19,522	23,146	30,364
	その他							
一般財源		0	0	0	19,056	21,831	26,076	31,941
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	高齢者みまもりステーション設置数				5	5	7	7

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業務委託料	38,888	委託料	業務委託料	46,020	委託料	業務委託料	61,776
	緊急通報（疾病なし）設置経費	158		緊急通報（疾病なし）設置経費	278		緊急通報（疾病なし）設置経費	529

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	相談件数	3015	5410	7741	8000	9000	
標	相談員による見守り訪問回数	2529	3949	5106	5500	6000	実態把握を含む
	緊急通報システム設置数	4	5	16	20	25	疾病要件非該当の新規設置件数

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションが地域の高齢者に関する身近な相談窓口として機能を果たすために、より多くの区民に認知してもらう必要がある。 ・ネットワークの構築を推進するために、既存の関係機関等との連携を強化するだけでなく、多くの高齢者が利用する医療機関・公衆浴場・地域の商店等の地域の社会資源を最大限に活用しながら、「高齢者の見守り」のネットワークを整備していく必要がある。
	他区の実況 （実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 墨田、豊島、港、品川、足立、中野

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
町会・自治会役員、民生委員及び高年者クラブ等を対象に「みまもり講座」を開催して、見守る側に向けた具体的な見守り方法の周知を図る。	災害時のみ見守る方も登録することで、見守り対象者をより一層広範囲なものとする。
対象者及び親族等、見守られる側に向けてみまもりステーションの認知度を向上させ、相談しやすい環境の構築を図る。	警察・消防署等関係機関との情報共有、連携をはかりネットワーク構築をより一層密なものとする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の安否確認、実態把握を行うとともに、地域で高齢者を見守る拠点となるように各関係機関との連携を図る。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-21	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業(ネットワーク)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	渡部	内線	2677		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-12	高齢者みまもりネットワーク事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	23年度	根拠法令等	荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱		
終期設定	有 無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	区と地域の関係機関等とが相互に連携して高齢者を見守る活動（以下「見守り等」という。）のネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、また緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備することにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行う。						
対象者等	原則区内に住所を有する75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯又は高齢者のみの世帯にある者であるが、75歳未満でも介護保険における要介護3以上の認定を受けている者、その他日中一人暮らし高齢者で介護、見守り等が必要であると認める者は登録できる。						
内容	(1) みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施 (2) 広報及び普及啓発の活動の実施 (3) みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等へのみまもり名簿の提供 (4) 高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施 (5) 緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施 (6) 緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、新聞販売店による見守り活動、救急医療情報キット配付事業及びごみの戸別収集事業における事業登録者の利用履歴及び利用状況の把握 (7) みまもりネットワーク連絡会等の関係者会議の開催 (8) 熱中症対策の実施 (9) ネットワーク連絡会等における見守り活動の事例紹介、区及び関係機関間の情報交換、課題検討 (10) その他、必要と認められること						
経過	平成13年度 本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始 平成14年度以降は、区内の全地域に拡大して実施 平成23年度 目的の類似する既存事業を統合・整理を行い、本事業を開始						
必要性	見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して行う平常時の声掛け、安否確認及び災害時の避難援助、救援活動の効率化を図るとともに、区と関係機関との情報の交換・共有ができる場を設けることは、今後の見守り活動のさらなる充実を図れることから、その必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 区が、見守りを希望する高齢者を「みまもり名簿」に登録し、各関係機関で共有し、当該名簿登載者を声掛け・見守り、緊急時における迅速かつ適切な対応及び避難援助・救援活動等を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	159	3,358	372	9,181	12,281	3,857	3,959	
決算額（26年度は見込み）	137	2,698	24	6,339	8,981	2,563	3,959	
人件費等	847	2,036	3,488	9,250	8,945	9,373		
減価償却費			1,162	3,608	3,759	3,853		
【事務分担量】（%）	10	10	40	116	115	114		
合計（+ +）	984	4,734	4,674	19,197	21,685	15,789	3,959	
特定財源								
国								
都	高齢社会対策包括補助 / 医療保健政策包括補助			1,236	1,589	1,506	2,074	
その他								
一般財源	984	4,734	4,674	17,961	20,096	14,283	1,885	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
登録者人数	3804	3914	3768	4432	4585	4724	4800	
ひと声運動対象者のべ人数	4095	4023	3856	7491	7845	8302	8500	
関係機関数	6	6	7	7	8	8	8	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	臨時職員雇用	65	賃金	臨時職員賃金	142	賃金	臨時職員賃金	216
報償費	講演会講師報償	39	報償費	講師謝礼	39	報償費	講師謝礼	39
需用費	消耗品費・印刷製本費	2,325	需用費	消耗品等	733	需用費	消耗品等	1,294
役務費	郵送料・手数料	21	役務費	郵送料・手数料	135	役務費	郵送料・手数料	219
委託料	システム改修・熱中症予防	6,513	委託料	熱中症予防委託	1,500	委託料	熱中症予防委託	2,160
使用料賃借料	会場使用料	18	使用料賃借料	会場使用料	14	使用料賃借料	会場使用料	31

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	登録者人数	4432	4585	4724	4800	4900	年度末時点の人数
	民生委員1人当たりの対象者人数の平均	22.2	22.925	23.62	23.75	24.5	見守り活動民生委員数200名
	みまもりツールの利用率	1.95	2.09	2.12	2.15	2.2	見守りサービス（一声、緊急通報システム、キット、配食、新聞）の利用率

問題点・課題 （指標分析）	<p>自主的かつ積極的な見守り活動を確保するために必要な意識啓発、地域の連携づくりを行い、一層の関係機関の増加を図る。</p> <p>登録者の増加傾向に対応するため、関係機関による見守り活動の負担軽減を検討する。</p> <p>災害時における安否確認や救援活動について、区及び関係機関の具体的な役割や取組内容を決めていく。</p>
	<p>（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）</p> <p>港、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川 （ 荒川区とほぼ同様の趣旨・目的・方法で実施している自治体を掲載した。 ）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	高齢者の実体把握のため、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。	引き続き、高齢者の実体把握のため、関係機関の拡充、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。
	区及び関係機関が共通の認識の下で、災害時における具体的な安否確認や救援活動を実施できるよう、マニュアルや業務フローを策定する。	引き続き、区及び関係機関が共通の認識の下で、災害時における具体的な安否確認や救援活動を実施できるよう、マニュアルや業務フローを策定する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の実態を把握し、地域で見守る仕組みを構築する。

議 会 要 旨 状	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について
-----------------------	------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-22	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業（救急医療情報キット配布事業）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	村山	内線	2667		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-12	高齢者みまもりネットワーク事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠法令等	荒川区におけるひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書		
終期設定	有 無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	救急隊が救急処置や救急搬送を速やかに行えるようにするため、必要な医療情報を記載したシート等を保管する「救急医療情報キット」（以下「キット」という。）を配付して見守りを必要とするひとり暮らし高齢者の方の不安の軽減を図る。						
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業における、みまもり名簿に登載されている者						
内容	<p>【概要】</p> <p>キットとは、「かかりつけ医」等の医療情報を記載したシート、「健康保険証」等の写しを入れ自宅に保管、高齢者の情報を伝えるための専用の容器である。救急時に、駆けつけた救急隊が、キットに保管されている医療情報等から、救急活動に必要な情報を迅速かつ適切に把握できるため、速やかな救急処置や救急搬送、搬送先の医療機関との円滑な連携が期待できる。</p> <p>【保管場所を冷蔵庫内とする理由】</p> <p>冷蔵庫がほとんどの家庭の台所にあり、救急隊員が容易にキットを探し出せる。また、玄関扉の内側と冷蔵庫正面に保管を示すステッカーを貼付することで、救急隊員に知らせることができる。</p> <p>【キット容器内に保管するもの】</p> <p>救急情報シート（氏名、住所、性別、生年月日、かかりつけ医、服薬情報、持病、緊急連絡先等を記載する用紙） 本人写真 健康保険証、診察券、薬剤情報提供書またはお薬手帳の各写し</p>						
経過	平成23年3月～事業実施						
必要性	救急隊が必要な医療情報を的確に把握して迅速に救急救命活動が行えるとともに、搬送医療機関での円滑な連携がとれる。これまでに多くの自治体で配付され、荒川区においても、このキットが有効に活用されたという事例もあることから、その必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区高齢者みまもりネットワーク事業における見守り名簿に登載された者のうち、キットの利用を希望する者には無償で支給する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額			2,232	575	1,271	581	412	
決算額（26年度は見込み）			1,587	196	290	257	412	
人件費等			1,744	2,117	542	579		
減価償却費			581	778	655	676		
【事務分担当】（%）			20	25	20	20		
合計（+ +）	0	0	3,912	3,091	1,487	1,512	412	
特定財源	国							
	都			1,116	287	145	290	
	その他							
一般財源	0	0	2,796	2,804	1,342	1,222	206	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	救急医療情報キットの配付数			2316	2072	909	847	1500

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品購入費	191	需用費	消耗品購入費	179	需用費	消耗品購入費	303
	印刷製本費	99		印刷製本費	78		印刷製本費	108

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	キット配付実績	2072	909	847	1500		
標							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・救急時にキットが効果的に活用されるために、平常時からキットに保管する救急情報シートの記載内容を常に最新の内容にしておく必要があり、定期的な点検が必要である。 ・キット利用者自身で救急情報シートの点検や、健康保険証、診察券、お薬手帳等の写しを準備したり、管理保管することが難しい場合は他者のフォローが必要となる。
	他区の実況 （実施 12 区 未実施 5 区 不明 5 区） 千代田、中央、港、墨田、江東、品川、目黒、杉並、北、練馬、足立、葛飾 緊急連絡カード、見守りキーホルダー、SOSシート等の配布 5 区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	配付対象者を拡大をはかる。すでに持っている人は、いざというときに効果的に活用できるように内容の更新を促す。	引き続き実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	継続	対象者の拡大を検討する。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-23	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	敬老週間事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	
			担当者名	長谷川	内線	2677	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	敬老週間事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	46 年度	根拠	荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	百歳を超える者（以下「長寿者」）満百歳を迎える者（以下「新百歳」）、並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者に敬老祝品を贈呈することにより、区内在住の高齢者に対して表敬するとともに、長寿と健康を祝う。地域のレクリエーションを主催する公益財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付して、簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図る。						
対象者等	区内在住高齢者のうち、次の要件を満たす者。長寿者：大正3年1月1日以前生まれ。新百歳：大正3年1月2日～大正4年1月1日生まれ。白寿：大正5年生まれ。米寿：昭和2年生まれ。喜寿：昭和13年生まれ。（財）城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）						
内容	敬老祝品の贈呈 長寿者、新百歳については祝金（長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）、白寿、米寿、喜寿については荒川区商店街連合会が発行する荒川区区内共通お買い物券を贈呈する。（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円） ・白寿、米寿及び喜寿の者には、8月下旬から民生委員が対象者宅を訪問して贈呈する。 ・長寿者及び新百歳の者には、事前に表敬訪問の希望の有無に関する意向調査を行い、訪問を希望する者には区長等が訪問の上、祝品とともに花束を贈呈する。訪問を辞退した者には担当職員が訪問の上、祝品のみを贈呈する。 山谷地域敬老会への補助。（財）城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）の敬老事業（レクリエーション事業）に対して補助金を交付する。						
経過	敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止。表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止。長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止。 ・敬老祝品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈対象者に白寿を追加。 平成11年度改正 敬老祝品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈対象者に新百歳を追加。長寿者には、表敬訪問を希望した者について花束を贈呈する。 平成23年度改正 敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加する。長寿者および新百歳については、祝金とする。白寿及び喜寿について贈呈金額を変更。 山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 平成13年度改正240,000円、平成24年度 120,000円に変更、平成25年度30,000円に変更した。						
必要性	区民のご長寿をお祝いする事業は各自治体においても重視しており、とりわけ23区の中でも高齢化率の高い当区にとっては、本事業の必要性は高い。（贈呈した荒川区区内共通お買い物券の利用率は9割以上である）						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 老祝品の贈呈 対象者宅を区職員や民生委員が直接訪問の上、敬老祝品を贈呈する。 敬老祝品の包装、仕分け等の軽作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		18,876	20,409	20,433	18,937	18,651	20,156	19,682
決算額（26年度は見込み）		18,692	19,290	20,066	18,285	17,643	17,609	19,682
人件費等		2,033	1,222	1,308	1,694	2,065	1,663	
減価償却費				436	622	819	676	
【事務分担量】（%）		24	15	15	20	25	20	
合計（+ +）		20,725	20,512	21,810	20,601	20,527	19,948	19,682
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		20,725	20,512	21,810	20,601	20,527	19,948	19,682
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	喜寿（10月末現在）	1822	1907	1886	2181	2128	1959	
	米寿（10月末現在）	629	630	701	697	787	772	
	白寿（10月末現在）	54	52	57	68	70	66	
	長寿・新百歳（10月末現在）	34	37	50	72	68	86	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	敬老祝品	15,654	需用費	敬老祝品	14,917	需用費	敬老祝品	15,623
	その他消耗品	167		その他消耗品	143		その他消耗品	307
	祝辞印刷	66		祝辞印刷	63		祝辞印刷	62
負担金補助等	山谷敬老会への補助金	120	負担金補助等	山谷敬老会への補助金	30	負担金補助等	山谷敬老会への補助金	30
	祝金（新百歳・長寿者）	1,560		祝金（新百歳・長寿者）	2,380		祝金（新百歳・長寿者）	3,580
委託料	祝品包装作業委託	71	委託料	祝品包装作業委託	69	委託料	祝品包装作業委託	68
役務費	高齢者訪問意向調査郵送料	5	役務費	高齢者訪問意向調査郵送料	7	役務費	高齢者訪問意向調査郵送料	12

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	敬老祝品贈呈数	3018	3053	2883	2924		
	対象者人数	3142	3156	3003	2924		
	安否確認率	100	100	100	-		

（問題点・課題） （指標分析）	・今後高齢者人口の増加は明らかであり、敬老祝品を贈呈する対象者についても増加の一途であると考えられる。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 各区で、敬老祝品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として敬老祝品の贈呈や表敬訪問を実施している。
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
引き続き検討する。	他区状況等参考にしながら、引き続き検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者の長寿を祝うとともに、高齢者の実態を把握する。

議（要旨） 況（質問状）	
-----------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-24	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	北川	内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		030102-010101	養護老人ホーム				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 41 年度		根拠	老人福祉法第11条第1項第1号			
終期設定	有 無 年度		法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画		非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。						
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。						
内容	養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内・近隣の施設に入所措置している。 [措置要件] ・原則として65歳以上 ・経済上(生保受給者等)、環境上(簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等)の理由により、居宅において生活することが困難な者						
経過	昭和41年から、老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 区内養護老人ホーム(千寿苑)開設。(60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠) 平成18年4月から、法改正で外部の介護保険サービス併用可(将来的にはケアハウスの形態に転換)						
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	183,452	187,222	183,744	179,931	186,087	186,653	187,341	
決算額(26年度は見込み)	183,448	186,096	175,327	176,934	172,023	169,664	187,341	
人件費等	2,541	2,118	994	968	1,781	2,774		
減価償却費			726	778	1,129	1,656		
【事務分担当】(%)	30	40	25	25	35	49		
合計(+ +)	185,989	188,214	177,047	178,680	174,933	174,094	187,341	
特定財源	国							
	都							
	その他	18,891	19,048	18,215	22,998	25,746	28,491	2
一般財源	167,098	169,166	158,832	155,682	149,187	145,603	187,339	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	措置件数(継続数措置件数)	91	87	82	82	78	80	89
	措置施設数	23	23	20	21	23	23	23

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	納付書印刷製本	95	委託料	支払代行事務	528	委託料	支払代行事務	602
委託料	支払代行事務	547	扶助費	措置費	167,300	扶助費	措置費	186,739
扶助費	措置費	171,381	償還金利息等	過誤徴収金返還	1,836			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	措置件数	82	78	80	89		
	措置実施施設数	21	23	23	23		
	養護老人ホーム入退所者数	23/23	17/21	19/17			入所者数/退所者数

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・制度創設時の入所要件である経済上及び環境上の理由だけでなく、近年、高齢者虐待からの保護としての事例も増えていたため、経済上や環境上の理由で入所している者を対象とした集団生活や生活規律の仕組に適応できないケースが増えている。 ・身寄りがない高齢者を受け居ている施設であるが、要介護状態となり特養ホームの入所が必要になると契約者となる親族がいないため、成年後見人による契約を進めるため、区長申立てをせざるを得ない事例が増加している。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
被措置者との対面指導を重ね施設生活の定着を図るとともに、親族の把握と協力関係構築の取組を強化する。	引き続き被措置者との対面指導を重ね施設生活の定着を図るとともに、親族の把握と協力関係構築の取組を強化する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-25	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	北川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030101-010102	特別養護老人ホーム					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠法令等	・老人福祉法第11条第1項第2号 ・やむを得ない事由による措置に関する要綱			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。						
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者						
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること <やむを得ない事由> ・本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合						
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成19年度 措置件数が15件と急増 平成20年度 荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定						
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		2,879	1,370	3,122	3,173	2,131	2,422
決算額（26年度は見込み）		2,879	865	947	496	2,062	2,421	3,133
人件費等		9,317	4,072	4,360	4,235	4,131	3,200	
減価償却費				1,453	1,555	1,614	1,521	
【事務分担量】（%）		110	50	50	50	50	45	
合計（+ +）		12,196	4,937	6,760	6,286	7,807	7,142	3,133
特定財源	国							
	都							
	その他	老人福祉施設費	2,566	862	320	496	2,027	2,731
一般財源		9,630	4,075	6,440	5,790	5,780	4,411	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	措置件数（継続含む）	9	6	6	5	14	8	6
	措置施設数（継続含む）	7	4	3	3	3	8	5

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	介護給付本人負担分	2,062	扶助費	介護給付本人負担分	2,421	扶助費	介護給付本人負担分	3,133

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	措置件数（継続含む）	5	14	8	6		
	措置施設数（継続含む）	3	3	8	5		

（問題点・課題 指標分析）	・区内特養と一部の区外特養については、措置先の確保の協力が定着してきているが、さらに必要時に措置できるように、措置先を安定的に確保することが必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
措置先と定期的に連絡や可能な場合面会等を行い、既に受け入れている施設との信頼関係を強化することで、措置先の安定的確保を図る。	引き続き措置先との関係構築に努めることとする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

議（要旨）	
況（質問状）	

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-26	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護サービス事業（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	北川
				内線	2674		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030102-010201	介護サービス事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	12年度	根拠法令等	老人福祉法第10条の4			
終期設定	有 無	年度	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保や回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。						
対象者等	<高齢者緊急一時保護>事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 <やむを得ない措置>虐待又は介護放棄を受けている場合、認知症等で意思能力が乏しく本人を代理する家族等がない場合						
内容	[高齢者緊急一時保護] 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 [やむを得ない措置] 措置の一環として要介護認定と同様の手続を実施。 ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容（1）訪問介護（2）通所介護（3）短期入所生活介護（4）グループホーム入所 やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。						
経過	平成12～15年度は、実績なし。 平成16年度に、荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱を制定。 平成16年度以降は、毎年、実績あり。						
必要性	（高齢者緊急一時保護）認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、一定の役割を果たしている。 （やむを得ない措置）老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,761	1,303	1,531	1,661	1,544	1,606
決算額（26年度は見込み）		948	477	1,301	1,101	1,147	632	1,510
人件費等		5,082	3,665	4,360	4,235	2,478	2,929	
減価償却費				1,453	1,555	968	1,521	
【事務分担量】（%）		60	45	50	50	30	45	
合計（+ +）		6,030	4,142	7,114	6,891	4,593	5,082	1,510
特定財源	国	0						
	都	0						
	その他	雑入（緊急一時保護）	382	115	822	890	130	114
一般財源		5,648	4,027	6,292	6,001	4,463	4,968	857
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	緊急一時保護件数	4	5	5	4	3	4	7
	緊急一時保護（延日数）	53	39	85	40	63	50	98
	やむを得ない措置件数	6	4	12	11	8	3	11
	やむを得ない措置（延べ日数）	155	25	300	258	144	51	143

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	高齢者緊急一時保護	675	委託料	高齢者緊急一時保護	518	委託料	高齢者緊急一時保護	1,114
扶助費	やむを得ない措置	472	扶助費	やむを得ない措置	114	扶助費	やむを得ない措置	396

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	緊急一時保護件数	4	3	4	7		
	やむを得ない措置件数	11	8	3	11		

問題点・課題 （指標分析）	特養受け入れ時、医療が必要な場合、資力がなくても、必要な医療が提供できるようにする必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	関係事業を強化し、必要な医療が提供できる仕組みを検討する。	関係事業を強化し、必要な医療が提供できる仕組みを構築する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-27	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	北川
				内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030102-010901	生活管理指導事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。						
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯						
内容	区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、 ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 を行い、介護保険サービスに結び付ける。 [自己負担金の徴収方法] 単価250円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。						
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の要請は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。						
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいないため介護サービスにつながっていない、ごみ屋敷清掃等）の要請は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りですべて2事業者に委託（生活管理指導業務委託）。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	953	844	759	631	460	441	453	
決算額（26年度は見込み）	447	495	351	273	358	323	453	
人件費等	4,235	3,665	3,488	3,388	3,717	2,784		
減価償却費			1,162	1,244	1,452	1,352		
【事務分担量】（%）	50	45	40	40	45	40		
合計（+ +）	4,682	4,160	5,001	4,905	5,527	4,459	453	
特定財源								
国								
都								
その他	雑入（生活管理指導）	41	45	25	31	29	36	
一般財源		4,641	4,115	4,976	4,874	5,498	4,435	
417								
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
実施件数	19	17	16	13	14	5	14	
環境改善・関係構築（派遣時間）	86	69	106.5	80.5	61.5	85	94.5	
緊急一時身体介護等（派遣時間）	4	8	4	0	40	3.5	45	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	緊急一時の身体介護	153	委託料	緊急一時の身体介護	10	委託料	緊急一時の身体介護	129
	生活環境整備・対人関係構築	205		生活環境整備・対人関係構築	313		生活環境整備・対人関係構築	324

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	実施件数	13	14	5	14		

（問題点・課題 指標分析）	・事業開始から現在に至るまで、介護保険制度が始まる前からヘルパー派遣を依頼し、手馴れていた2事業者に業務を委託してきた。しかし、現在、事業所の数も増えてきているので、委託事業者をどのように決めていくか検討が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
契約締結の手続きにおいては、公募やプロポーサル等、透明性の高い仕組みで選定する。	引き続き、契約手続きの透明性を高める取組みを継続する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者の在宅生活の維持を図るため実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-28	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	緊急事務管理事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	北川
				内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030101-011201	緊急事務管理事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成 19年度	根拠法令等	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱				
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対して、区が民法（明治29年法律第89号）第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。						
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等						
内容	<p>[事務管理の開始] 次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施する。</p> <p>(1)財産の保管、(2)日常的な金銭管理、(3)親族、知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）、(4)ケアマネージャー等への連絡調整、(5)入院、入所、通院等の対応、(6)その他区長が必要と認めるもの</p> <p>[事務管理の廃止] 次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。</p> <p>(1)親族・知人が事務管理を行うこととなったとき、(2)施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき、(3)成年後見人が付されたとき、(4)地域福祉権利擁護事業の契約が締結されたとき、(5)対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、(6)その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき</p> <p>[自己負担金] なし</p>						
経過	<p>認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続等の対応をする事例が増えている。</p> <p>これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、平成19年度に荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱を制定し、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備した。</p>						
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託する（財産保管・日常的な金銭管理に関する業務委託契約）。委託料 2,650千円</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
決算額（26年度は見込み）		2,575	2,566	2,582	2,650	2,650	2,650	2,726
人件費等		3,388	1,629	872	847	2,891	2,369	
減価償却費				291	311	1,129	1,183	
【事務分担量】（%）		40	20	10	10	35	35	
合計（+ +）		5,963	4,195	3,745	3,808	6,670	6,202	2,726
特定財源	国							
	都	地域福祉推進包括補助	2,575	1,325	0	0	0	0
	その他							
一般財源		3,388	2,870	3,745	3,808	6,670	6,202	2,726
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	開始件数（継続含む）	7	11	11	6	14	30	22
	廃止件数	3	7	9	2	9	22	16
	管理件数	4	4	2	4	5	8	7

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	財産管理業務委託	2,650	委託料	財産管理業務委託	2,650	委託料	財産管理業務委託	2,726

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	開始件数	6	14	30	22		前年度からの継続件数 + 25年度新規開始件数
	廃止件数	2	9	22	16		25年度廃止件数
	管理件数	4	5	8	7		25年度末現在の管理実施件数

（問題点・課題 指標分析）	本人だけでなく、親族自身が協力の意志があっても、高齢病弱並びに遠方に居住し本人の世話に対し協力が難しいため、区が関わらざるを得ない事例が増えている。このようなケースにおいても成年後見制度の活用が積極的に図れるようにすることで、区が緊急事務管理を行う機会と頻度を抑制していく必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施（成年後見センターの委託も含む）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
法テラスの民事法律扶助による代理援助や書類作成援助等の関係制度を適切に活用し成年後見申立てを支援するとともに、荒川区社会福祉協議会権利擁護センターと連携し、予防的対応を強化する。	引き続き左記の取り組みを推進し、予防的対応を強化する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するためを行う。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-29	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者虐待対策事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	北川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030102-011001	高齢者虐待対策事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 / 介護保険法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。						
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関						
内容	<p>区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。</p> <p>26年度選任精神科医師 1名 26年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名 26年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会1名 26年度医師会推薦病院 1床</p>						
経過	・平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。						
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 弁護士会、臨床心理士会から弁護士8名・臨床心理士1名の推薦を受け会議に参加してもらう。 精神科医師1名は、直接依頼している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		6,443	6,379	6,379	6,344	6,282	6,574	6,816
決算額（26年度は見込み）		5,397	4,852	5,258	5,862	6,182	5,198	6,816	
人件費等		9,741	6,108	6,104	5,928	7,435	6,256		
減価償却費				2,034	2,177	2,904	2,873		
【事務分担量】（%）		115	75	70	70	90	85		
合計（+ +）		15,138	10,960	13,396	13,967	16,521	14,327	6,816	
特定財源	国								
	都	高齢社会対策包括補助	3,221	430	2,360	2,636	2,667	2,826	2,976
	その他	雑入（緊急医療保護）	1,372	62	366	484	580	842	1,497
一般財源		10,545	10,468	10,670	10,847	13,274	10,659	2,343	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	虐待の相談件数	56	76	98	101	109	83	136	
	専門的相談・対応件数	10	11	7	16	15	19	22	
	医療保護件数（継続含む）	4	3	5	9	4	7	13	
	医療保護日数（継続含む）	70	72	171	155	158	94	182	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	専門的相談・対応謝礼	954	委託料	医療保護	4,730	委託料	医療保護	5,367
委託料	医療保護	5,228	報償費	専門的相談・対応謝礼	468	報償費	専門的相談・対応謝礼	1,442
						需用費	緊急飲食費	7

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	虐待の相談件数	101	109	83	136		
	専門的相談・対応件数	16	15	19	22		
	医療保護件数（継続含む）	9(155)	4(158)	7(94)	13(182)		()内は保護日数

問題点・課題 (指標点分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースを早期に把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。 ・高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。 ・家族の問題（精神・アルコール・人格等）調整・支援に対する困難ケースが増えてきている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	早期把握と早期対応を推進するため、区内3警察と予防的情報交換の仕組みを構築する。	引き続き、区内3警察との連携を強化することで、各包括センターが圏域の警察との連携を深めることで、地域の虐待事例について効果的なモニタリングが図れる仕組みを強化する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を図る。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-30	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	成年後見事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	
			担当者名	北川	内線	2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030102-011401	成年後見事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び		
終期設定	有	無	年度	法令等	精神障害者福祉に関する法律		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。						
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人						
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。 法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。 本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続等を行うものである。						
経過	平成14年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱を制定。 平成17年度～21年度で延べ18名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。 平成22年度から、区長申立件数が急増した。 平成24年度から、一般施策としてのみ実施。						
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかないため、必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 対象者把握 本人状況の把握及び親族申立ての意向確認 親族意向なく区の申立ての必要性高い 区が家庭裁判所に申立て 手続き費用は一旦区負担後家庭裁判所に求償の上申を行う						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,016	1,632	2,304	2,560	5,373	4,778
決算額（26年度は見込み）		138	128	806	1,000	568	1,271	3,688
人件費等		6,776	1,629	3,052	2,964	4,544	4,936	
減価償却費				1,017	1,089	1,775	3,549	
【事務分担量】（%）		80	20	35	35	55	105	
合計（+ +）		6,914	1,757	4,875	5,053	6,887	9,756	3,688
特定財源	国	2	47	307	368	0		
	都	1	23	153	184	586	1,547	1,165
	その他	8	47	181	304	183	517	1,323
	一般財源	6,903	1,640	4,234	4,197	6,118	7,692	1,200
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	申立件数	3	3	6	14	17	20	18
	成年後見報酬助成件数			2	3	1	3	3
	申立費用求償件数			2	8	12	19	18

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵便切手	73	役務費	郵便切手	58	役務費	郵便切手	105
	鑑定料	120		診断書料及び鑑定料等	339		鑑定料	1,132
	診断書料	47	扶助費	成年後見報酬助成	807		診断書料	175
公課費	収入印紙	58	公課費	収入印紙等	67	扶助費	成年後見報酬助成	2,160
扶助費	成年後見報酬助成	270				公課費	収入印紙	116

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	申立件数	14	17	20	18		家庭裁判所に対して申立てを行った件数
	選定件数	14	17	19	18		家庭裁判所から審判が下りた件数

（問題点・課題 指標分析）	・現在、成年後見制度の普及啓発は、社会福祉協議会と地域包括支援センターが中心となっておこなっているが、成年後見制度の活用が必要な状態に至るまでに、本人や家族と接触を持つケアマネジャーが本人や家族とリスクコミュニケーションを予防的に行えば、早期に任意後見契約を締結する等、円滑に成年後見制度に至ることができる。ケアマネジャーに対する情報提供と視点を養う取組を強化する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 一人暮らしの高齢者が増加するなか、成年後見制度利用も増加傾向にある。早急な対応ができるよう、社会福祉協議会との連携を強化している。

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	社会福祉協議会と連携し、ケアマネジャーが成年後見制度等を活用した権利擁護に向けた取組を強化できるような権利擁護研修の取組を強化する。	研修の受講者の評価を踏まえつつ、研修内容のさらなる充実を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	社会福祉協議会と連携を図り、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

議 会 （要 旨 問 状）	20年四定 ・社会福祉協議会の成年後見サービスの拡充と法人後見の事業委託、助成事業の拡充 ・区民後見人（社会貢献型後見人）の育成
------------------------------	------------------------------------------------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-31	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	特養ホーム入所調整	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	北川
				内線	2671		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030102-010601	高齢者福祉事業事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成 14 年度	根拠法令等	荒川区特別養護老人ホーム入所指針				
終期設定	有 無 年度	計画区分	計画	非計画			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	区内特養への入所希望者に対する入所調整を行うことによって、区内7特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。						
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年2回の入所調整を行う。（7月末、1月末までの申請者を対象とする） ・申請時に、申込書・特養入所調査票・状況調査票を提出していただき、点数をつける。 [調査項目] 要介護度 介護者の状況 サービスの利用状況 介護の期間 本人の年齢 ・区加算・施設加算を加え、点数で並べ替えを行い、名簿を作成する。 ・入所調整会議を行う。 ・10月1日・4月1日に調査結果を調査票の点数で施設ごとの待機順位を決定する。 ・入所希望者に対し決定した希望施設ごとの待機グループ（A、B、C）を通知する。 [待機グループ] A...施設入居が必要だと思われる B...施設入居が望ましいが、早期の入居は困難 C...しばらくの間、居宅等での生活の継続をお願いしたい 						
経過	<p>平成14年8月 国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施。</p> <p>平成23年6月 特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、新たに入所指針を制定。これに伴い、年1回行っていた実態調査を廃止したほか、複数の施設申込の受付を開始し、通知方法を待機順位から待機グループに変更した。</p>						
必要性	公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	107	107	107	232	5,181	162	124	
決算額（26年度は見込み）	46	48	48	129	4,989	162	124	
人件費等	1,694	2,118	2,302	2,239	1,084	1,447		
減価償却費			1,162	1,244	1,291	1,690		
【事務分担当】（%）	20	40	40	40	40	50		
合計（+ +）	1,740	2,166	3,512	3,612	7,364	3,299	124	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	1,740	2,166	3,512	3,612	7,364	3,299	124	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
入所した人数	77	79	87	113	316	130		
待機者数	656	681	735	883	808	812		

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	保健福祉システム改修	4,989	役務費	郵券	162	役務費	郵券	124

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	入所した人数	113	316	130			
	待機者数（実人数）	883	808	812			

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針として要介護が重度化した者が入所対象する方針が示される中、要介護度が低くても在宅介護が困難な高齢者が適切に入所できるよう調査と評価の仕組みを構築する必要がある。 ・区民以外の申請受付について、一定のニーズがあり受け入れを行うべきか検討していく必要がある。 ・特養での医療行為のニーズは高いが、施設により対応できる範囲は異なる。区民サービス向上のために区内7施設全体の対応力の底上げを図る必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度が低い者の申請については、地域ケア会議を活用し、関係多職種による重層的所見による在宅介護の可能性の評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域ケア会議を活用した評価を行うとともに、将来的な件数増に向けて事務の迅速化を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・特養での医療行為の対応力について。施設の理解と協力のもと自発的に対応力を強化できるよう、施設長会等による事例検討等を重ねる等により認識共有を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、認識共有を図るとともに、各施設の成功事例を共有し、各施設で試行できるよう、施設長会等を活用し情報交換を継続する。
<ul style="list-style-type: none"> ・区民以外の申請について、他自治体の取組を調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多自治体の取組を参考に、具体的な対応を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	改善・見直し	法改正に基づいた入所調整を行う。

議（要旨）	平成15年一定 特養ホームの入所における重度優先基準の導入の検討について
-------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-32	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	都市型軽費老人ホーム入所調整	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	北川
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）							
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠法令等	老人福祉法			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	低所得の高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることが出来るよう整備されている都市型軽費老人ホームについて、入所希望者が公平な基準にしたがって入所できるよう調整業務を行う。						
対象者等	身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者						
内容	(1) 施設運営事業者、福祉推進課、高齢者福祉課、生活福祉課、地域包括支援センター等に相談があり、入所を希望した方を受け付ける。 (2) 入所希望者は、施設に直接、又は福祉推進課を経由して施設に荒川区都市型軽費老人ホーム入所申込書を提出することで入所申込を行う。 (3) 施設は、入所希望者への説明、施設見学、体験入所等を行う。 (4) 入所希望者については、区の入所要件を満たすことを確認し、名簿登録を行う。 (5) 空室が出た場合、原則として名簿登録順に入所希望者との面接調査等を行い、施設による入所判定会議等により、区の同意を得た上で入所の可否を決定する。なお、入所判定会議等には区職員も参加する。 (6) 重要事項、運営規程等の説明後、施設と入所希望者は、両者の間で書面による入所契約を締結する。						
経過	平成22年4月 厚生労働省省令改正 従来の軽費老人ホームについて基準緩和を行い、都市型軽費老人ホームが設置可能となる。 平成23年1月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 平成23年12月 荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針作成 平成24年5月 荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針改訂						
必要性	低所得の高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる施設について、公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額			270	194,730	229,800	0	0	
決算額（26年度は見込み）			270	77,730	159,000	0	0	
人件費等			872	7,707	7,022			
減価償却費			291	2,830	2,743			
【事務分担量】（%）			10	91	85			
合計（ + + ）	0	0	1,433	88,267	168,765	0	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	0	1,433	88,267	168,765	0	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
施設数				1	3	5	5	
定員				9	39	79	79	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	施設数	1	3	5	5	-	
	定員数（人）	9	39	79	79	-	

問題点・課題 （指標分析）	事業者等と協議しながら、入所調整の基準について、より合理的な評価手法を確立する必要がある。
	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 平成26年2月1日現在で施設が開設している区 新宿、墨田、江東、大田、世田谷、渋谷、中野、北、練馬、安達、江戸川

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
入所者調整を合理的かつ効果的に行うことにより、施設の利用を促進する。	左記の取組について改善を続け、適正な施設運営体制を確立する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	入所希望者が公平な基準にしたがって入所できるよう調整業務を継続する。

議 会 要 旨 状	22年四定 都市型軽費老人ホームに係る生活保護受給者の入居の考え方について
-----------------------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-33	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	医療福祉相談事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	
			担当者名	中谷・曳地	内線	2674	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030201-010603	医療福祉相談事業費					
事務事業の種類	新規事業	（26年度	25年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療保健福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。						
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の入退院に関する相談 2 医療保健福祉制度利用に関する相談 3 区民向け医療福祉資料や関係者向けの「社会資源情報」の作成 4 医療機関や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議等に参加することにより、ネットワークを形成 5 24年度より開始した「在宅療養推進会議」と連動してネットワークを強化 6 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談（H24年度より） 						
経過	<p>昭和56年度 訪問看護指導事業開始。非常勤医療福祉相談員1名配置。</p> <p>平成10年度 訪問看護指導事業が保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管された際に、医療福祉相談事業も移管。</p> <p>平成20年度 医療連携会議を開始。</p> <p>平成21年度 相談業務の充実と各関係機関によるネットワークの構築をめざし、非常勤医療福祉相談員1名増員（2名体制に）。</p> <p>医療福祉相談を訪問指導事業から新たに事業として独立させる。</p> <p>平成24年度 医療連携会議と在宅療養推進会議との連携を図る。</p> <p>区内老人保健施設の診療情報提供書の共通書式化を行う。</p> <p>平成25年度 医療と介護の情報収集の冊子を発行。プロジェクトによる連携シートの検討・試行案作成を行う。</p>						
必要性	医療法及び診療報酬の改正により、高齢者の早期退院が求められてきており、入院・退院・転院や入所に関する相談が増えている。そのため、近接する医療機関と情報交換や、関係機関と顔の見えるネットワークの構築などにより、医療福祉相談体制を強化することは重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		5,728	5,805	5,827	5,777	5,793	6,801	
決算額（26年度は見込み）		5,629	5,758	5,163	5,632	5,711	6,801	
人件費等		1,792	4,064	1,440	0	116		
減価償却費			4,358	529	0	135		
【事務分担量】（%）		22	150	17	0	4		
合計（+ +）	0	7,421	14,180	7,132	5,632	5,962	6,801	
特定財源	国	地域支援事業交付金	2,251	2,302	2,065	0		
	都	高齢社会対策包括補助/医療保健政策包括補助	1,126	1,151	1,032	0	31	667
	その他	地域支援事業繰入金等	2,252	1,151	1,032	0		
	一般財源		0	1,792	9,576	3,003	5,632	5,931
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	医療福祉相談件数	317	582	614	543	535	501	550

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤医療福祉相談員	4,898	報酬	医療福祉相談員報酬	4,898	報酬・共済費	医療福祉相談員	5,943
共済費	健康保険・厚生年金	692	共済費	健康保険・厚生年金	731	報償費	委員報酬	585
報償費	謝礼	26	報償費	講演会講師謝礼	46	賃金	事務補助	144
旅費	特別旅費	2	旅費	特別旅費	5	旅費	特別旅費	20
需用費	食糧費・消耗品費	4	需用費	飲料・消耗品費	21	需用費	消耗品費	68
役務費	郵便料	10	役務費	郵便料	10	役務費	郵便料	27
						使用料賃借料	会場使用料	14

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	相談件数	543	535	501	550	550	
標	連携会議の開催（回数）	2	2	3	2	2	平成25年度は医療と介護の連携シートの検討、意見集約を実施。
	医療と介護の連携シート作成プロジェクト会議			3	3	1	平成25年度は連携シートの内容検討・試行案作成を実施。

（問題点・課題分析）	1 入・転院できる医療機関や入所に関する相談が多く寄せられる。医療福祉相談員は相談者のニーズと病状等を勘案して、医療機関や施設を紹介している。しかしながら、制度改正に伴い、医療機関の状況はめまぐるしく変動しており、情報の収集とネットワークづくりが課題である。
	2 在宅療養が推進される中で、在宅療養連携推進会議や関係機関と連携し在宅に向けて支援する仕組みづくりが必要である。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 医療福祉相談窓口の設置は新宿区、文京区のみ

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
在宅療養連携推進会議と連携し、医療と福祉の関係機関が情報を共有する「医療と介護の連携シート」について検討を行い、試行・モニタリングを実施する。	関係機関と連携し、「医療と介護の連携シート」の活用を図っていく。
医療と介護の情報収集の冊子の更新を行う。	『医療と介護の連携のための関係機関名簿』の更新を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の入退院時の支援を図るとともに、医療機関と介護事業者が連携できるよう仕組みを構築する。

議（要旨）	平成20年決算特別委員会 医療機関の紹介窓口について 平成21年三定 転院に関する支援策について 平成22年予特 医療相談窓口の充実に対する評価について
-------	------------------------------------------------------------------------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-34	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	医療と福祉の連携推進事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	佐山
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030102-010604	医療と福祉の連携推進事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠法令等	荒川区在宅療養連携推進会議設置要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	医療・介護双方のニーズをもつ高齢者が住み慣れた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指し、荒川区の現状・問題点、課題の共通認識に立った上で、関係者間の連携強化のためのシステム作りを目的として実施するものである。						
対象者等	区、荒川区医師会、在宅療養支援診療所、区内病院、認知症疾患医療センター、区内医療相談員、訪問看護ステーション、特養ホーム、老人保険施設、居宅介護等事業者、地域包括支援センター、在宅医療専門家等						
内容	<p>1 在宅療養推進会議 荒川区における在宅療養環境の目指すべき姿や、在宅での看取りの対応強化策、保健・医療・福祉・介護関係者及び家族の連携、行政の支援策の在り方等を検討する。 【検討内容】 荒川区の現状・課題の共通認識（地域を病棟・施設化していく24時間体制の提案）在宅療養連携の推進に向けた関係者向けの講演会等の検討</p> <p>2 在宅療養連携の推進に向けた区民向け講演会等の実施</p>						
経過	<p>第1回（平成24年8月10日） ・各委員からの報告、在宅療養連携推進事業</p> <p>第2回（平成25年2月21日） ・在宅療養連携推進会議の運営について、医療と介護の連携における課題、基調講演（医療関係者3名）</p> <p>第3回（平成25年3月21日） ・都の事業について、講演「生活を分断しない医療と会議」</p> <p>第4回（平成25年10月7日） ・医療と介護の連携シートの構築に向けて、委員2名（荒川区薬剤師会、東京都社会福祉協議会）による講演</p> <p>第5回（平成26年3月28日） ・連携シートの作成について、委員3名（連携シート作成PTメンバー）による講話</p>						
必要性	介護保険制度を持続可能なものとするためには、「介護予防」「重度化防止」に向けた取組は必要不可欠であり、特に医療と介護の連携の促進は非常に重要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)																																							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																	
予算額					11,393	10,536	849																																	
決算額（26年度は見込み）					1,838	787	849																																	
人件費等					2,230	2,495																																		
減価償却費					1,581	1,014																																		
【事務分担量】（%）					49	30																																		
合計（+ +）	0	0	0	0	5,649	4,296	849																																	
特定財源																																								
国																																								
都					670	787	849																																	
医療保健政策包括補助																																								
その他																																								
一般財源	0	0	0	0	4,979	3,509	0																																	
実績の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事項名</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅療養推進会議開催数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	在宅療養推進会議開催数					3	2	3																
事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																	
在宅療養推進会議開催数					3	2	3																																	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	在宅療養委員報酬	603	報償費	委員報酬	402	報償費	委員報酬	704
	在宅療養講演会講師謝礼	83	需用費	飲料	5	需用費	飲料・消耗品費	15
需用費	飲料	7	役務費	議事録作成・郵便料	60	役務費	議事録作成・郵便料	118
	修了証作成	8	委託料	ケア倶楽部掲載	320	使用料等	会場使用料	12
委託料	研修委託	970						
使用料賃借料	会場使用料	167						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	在宅療養推進協議会の開催回数	-	3	2	3	3	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になると入退院を繰り返すことで、筋力や認知機能の低下が生じる、また、認知症の方は自身で服薬管理が適切に行えないため、服薬による認知機能の維持や、その他の疾患の医療を選択できない等、在宅生活を継続することが困難な状況にある。 ・荒川区における在宅医療の問題点、課題の抽出と、関係者による認識の共通理解が必要である。 ・医療側と介護側で、高齢者に関する必要な情報を共有するための仕組みが必要である。
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区） 千代田区「高齢者在宅医療と介護の連携プロジェクト」 世田谷区 医療連携推進会議、在宅医療電話相談センター事業 新宿区 地域保健医療体制整備協議会、緊急一時入院病床確保事業

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	「在宅における医療と介護の連携」について、課題の共通認識の醸成に努める。	「在宅における医療と介護の連携」について、共通認識に基づく課題解決の手法を検討する。
	医療と介護の連携シートについて、在宅療養推進会議の承認を得た上で標準様式を確定させる。	標準様式の医療と介護の連携シートを、実際の現場連携のツールとして活用する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢化率の高い当区においては、在宅医療の整備（施設等での見取りの体制を含む。）は、早期に、また継続して取り組むべき課題である。

議（要旨）	平成24年二定 在宅介護の環境整備について
-------	-----------------------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-35	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	訪問指導事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	
			担当者名	三和田	内線	2667	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030102-010602	訪問指導事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	認知症や精神疾患・難病、その他複雑・困難な問題を抱える世帯に支援を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。結果として本人に適切な医療・介護が提供される。また、家族・介護者への介護予防支援も行う。						
対象者等	区内在住の在宅療養者及び家族・介護者						
内容	利用者の把握方法：地域包括支援センターなどからの相談、依頼。 利用手順：区保健師の訪問、支援計画の立案をもとに委託訪問看護師による訪問を行う。 3か月間の期間を目安として各訪問ごとに報告を受け、終了にむけては担当者間でカンファレンスを行う。 支援内容： 家族・介護者・介護サービス事業者への支援 認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と支援 住宅改修や療養環境に関する支援・指導 医療機関や介護サービス事業者関係機関との連携や調整 ご本人の自立に向けての支援 その他諸制度活用方法に関する指導						
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報償費等相当分は減額となっている。 7 平成24年度より、一般施策として実施。 8 平成25年度より東京都の認知症早期発見・診断事業の一部に位置づけた。 9 平成26年度認知症早期発見・早期診断事業コーディネーターとして非常勤看護師を雇用し活動開始。						
必要性	高齢者人口の増加に伴い、要介護者が増加していると共に、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 単価契約により訪問看護師に委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		20,388	17,178	19,524	17,915	12,268	8,480	10,629	
決算額（26年度は見込み）		19,271	15,496	15,078	12,072	5,696	4,403	10,629	
人件費等		7,566	6,760	9,767	3,218	3,304	3,743		
減価償却費				3,980	1,182	1,291	1,521		
【事務分担量】（%）		100	90	137	38	40	45		
合計（+ +）		26,837	22,256	28,825	16,472	10,291	9,667	10,629	
特定財源	国	地域支援事業交付金	7,189	5,740	6,031	3,018	0	0	0
	都	地域支援事業交付金	3,594	2,870	3,015	1,509	0	0	0
	その他	地域支援事業支援交付金等	7,400	5,742	3,015	5,130	0	0	0
	一般財源		8,654	7,904	16,764	6,815	10,291	9,667	10,629
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	訪問看護師数		8	8	5	3	2	3	2
	訪問看護指導新規申請者数		124	83	82	89	63	50	80
	委託訪問件数		1,682	1,600	1,282	892	712	539	994
	保健師訪問件数		377	400	315	304	387	249	300

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	104	需用費	消耗品	91	報酬	非常勤職員	1,886
役務費	訪問看護指導料	5,592	役務費	訪問看護指導料	4,312	共済費	健康保険・共済年金	277
						需用費	消耗品	182
						役務費	訪問看護指導料	8,180
						委託料	訪問看護師肝炎検査等	104

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	訪問看護師訪問件数	892	712	539	714	994	
	訪問看護指導事業新規申請件数	89	63	50	80	80	

（問題点・課題分析）	1 認知症や経済的困窮、過去からの家族関係がもとなる高齢者虐待、単身高齢者の精神疾患の悪化による近隣住民からの対応要請など困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要である。
	2 受託する看護師の高齢化・希望者の減少があり人材が不足している。
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区） 目黒区、大田区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区、中央区、江戸川区、豊島区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	事例検討会、ケア会議に連携し初期介入について研鑽の場を持つ。	各地域地域包括支援センター職員・介護従事者・区職員（ケースワーカー、他課職員）と困難事例の支援方法について研鑽の場を持つ。
	検討内容に沿って、対象を整理する。	の情報を区・全地域包括支援センターの看護職で共有し区の課題整理を行う。
	方針に沿って人材確保並びに育成を行う。	に基づき、次年度の本事業内容について検討・方針決定を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	介護保険制度に繋がらない高齢者を支援するとともに、在宅生活環境の整備を図る。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-03-36	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤	担当者名	籠谷
				内線	2667		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	030102-010601	高齢者福祉事業事務費					
	030202-010202	家族介護支援事業費（高齢者福祉課）【介護会計】					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、精神保健福祉法		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者に関する総合的な申請及び相談窓口を運営する。 2 認知症・うつ専門相談 高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が実施する。 3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。						
対象者等	1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族 2 概ね65歳以上の高齢者及びその家族、介護サービス事業者や関係機関 3 認知症者の家族						
内容	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名） 2 認知症・うつ専門相談 予約制で精神科医師による面接又は訪問相談（月5回）と、随時で保健師による相談を行う。 ・認知症やうつ病等の診断 ・専門医療機関の紹介 ・介護や精神保健福祉情報の提供等 3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、地域包括支援センターとともに会の運営と認知症介護する家族を支援する。						
経過	1 高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。 2 平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月5回実施している。 3 平成22年度特定高齢者把握事業から約27%の高齢者にうつ傾向があることが把握され、平成23年度から認知症専門相談にうつ専門相談を追加した。						
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症・うつ専門相談は、高齢者等が適切な医療や保健福祉サービス、介護サービスを受けることにより、安定した生活を過ごすために必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		1,624	1,589	1,554	1,553	1,564	1,556	1,579
決算額（26年度は見込み）		1,493	1,483	1,431	1,364	1,475	1,376	1,579	
人件費等		9,929	10,389	11,425	8,175	11,161	9,569		
減価償却費				10,719	11,134	10,789	10,546		
【事務分担量】（%）		345	348	369	358	330	312		
合計（+ +）		11,422	11,872	23,575	20,673	23,425	21,491	1,579	
特定財源	国	地域支援事業交付金	588	533	549	753	566	527	607
	都	地域支援事業交付金	293	266	274	264	283	263	303
	その他	地域支援事業繰入金等	570	535	274	264	584	544	627
	一般財源		9,971	10,538	22,478	19,392	21,992	20,157	42
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	おとしよりなんでも相談件数	8,320	7,565	7,966	8,871	8,655	8,793	9,000	
	認知症相談件数	98	98	114	110	111	97	120	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	精神科医報酬	1,433	報償費	精神科医報酬	1,334	報償費	精神科医報酬	1,482
負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	需用費	専門相談消耗品	55
						負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	相談件数 (おとしよりなんでも相談)	8,871	8,655	8,793	9,000	9,000	
	会員数	60	64	66	60	65	荒川区認知症高齢者を支える家族の会（4月総会時点）
	医療につながる、もしくは適切な療養体制が作れた割合（％）	55	52	78	70	70	当日の相談の中で精神科等につながる支援を行った割合

（問題点・課題分析）	<p>1 認知症による周辺症状や妄想性障害等の精神症状により、介護者の負担が増大しており、家族や近隣住民などへの支援が必要である。</p> <p>2 精神症状に対し、早期に専門医療につなげる必要があるが、精神科受診につながらず、問題が複雑になっている事例がある。また、在宅療養の限界時には、精神科の入院を支援できる体制が必要である。</p> <p>3 認知症を支える家族の会（銀の杖）が高齢化しており、区民が社会資源として活用するために、当会の支援や新たな自主活動の支援を行う必要がある。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	認知症サポーター養成講座、認知症予防、介護講演会などと連動して早期発見の啓発を充実する。	認知症関連の教室や講演会を通し、早期発見・早期診断の普及・啓発を充実する。
	課題を基に地域ケア会議や在宅療養推進会議上で関係事業者のネットワークの構築や資質の向上をはかる。	左記の取組を継続し、事業者のネットワークの強化を推進する。
	アウトリーチやコーディネーターなど仕組みを活用して対策を進める。	アウトリーチやコーディネーターなどの仕組みを活用し、ネットワークの構築を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	高齢者が抱える様々な相談を一元的に受け、迅速な対応を図る。

議（要旨）	況（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-04-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬		
		担当者名	石野	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-15	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-03	高齢者の在宅生活の支援				
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。						
対象者等	本人が区民税非課税（世帯課税）で、世帯の課税合計所得金額が500万以下のうち、要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）						
内容	(1) 補助対象経費 ・ 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 ・ 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 (2) 補助単価 ・ 第4段階 介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日 ・ 第3段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日 ・ 第2段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日 ・ 第1段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日						
経過	【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管 【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管						
必要性	・ 利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要であること。 ・ 施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		37,924	49,460	38,090	44,123	35,527	31,374	
決算額（26年度は見込み）		18,425	32,728	27,586	30,433	28,701	31,374	
人件費等		1,629	1,308	1,270	948	2,911		
減価償却費			436	467	1,147	1,183		
【事務分担量】（%）		20	15	15	35	35		
合計（+ +）	0	20,054	34,472	29,323	32,528	32,795	31,374	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	0	20,054	34,472	29,323	32,528	32,795	31,374	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	対象者数（施設・SH）（）は実人数		184	186（154）	128（107）	190（138）	167（107）	205
	対象者数（GH・小規模）（）は実人数		82	88（80）	78（62）	91（79）	117（95）	106

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品等	2	需用費	事務用消耗品等	0	需用費	事務用消耗品等	20
役務費	決定通知送付用	96	役務費	決定通知送付用	101	役務費	決定通知送付用	181
負担金補助	食費・居住費に対する補助	30,335	負担金	食費・居住費に対する補助	28,600	負担金	食費・居住費に対する補助	31,173

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	対象者数 (3施設・短期入所)	128(107)	190(138)	152(107)	205	-	
	対象者数 (GH・小規模)	78(62)	91(79)	114(95)	106	-	

問題点・課題 (指標分析)	本事業の根幹である特定入所者介護サービス費（負担限度額）を含めた、介護保険法制度改正の内容を注視する必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	介護保険法改正内容を踏まえ、事業の見直しを検討する。	介護保険法改正の主旨に沿って、事業の見直しを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	介護保険の特定入所者介護サービス費の制度改正内容を見極めつつ、引き続き実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--